

公 共 の 福 祉 お ぼ え が き

竹 内 一 雄

A Note on Public Welfare

Kazuo TAKEUCHI

(昭和32年11月30日受理)

はしがき

- I 日本国憲法における公共の福祉と基本的人権
- II 公共の福祉の20世紀後半における意味

は し が き

公共の福祉は、その理念が観念的には極めて明瞭に把握することのできる用語である。それはみな
のしあわせであり、みながよく生きることを意味する。従ってその観念の発生は古く、すでに
アリストテレスは、これを政治学の原理として理論的に展開している。それ以後それは法学ないし
政治学の理念として幾多の哲学者、思想家の頭脳を傷めてきたのであるが、後に見るように、現実
には常にその時その所の種々の思想と結合してその実質的意味内容を変え、すぐれて政治的機能を
果し、大きな歴史的役割を演じてきている。このことから見方によっては、歴史的社會において
対立抗争する諸勢力の錦の御旗としての役割を演じたということもできるのであって、一般にはあ
いまいな言葉、空虚な言葉という印象を与えてきたことも争えない。しかしながら、公共の福祉
が時と所により、実質的にはどのように異った意味内容を与えられようとも、それが究極におい
ては、みな
のしあわせと、みながよく生きることという人類の悲願を志向するものである以上、今後
も依然として法学あるいは政治学の理念としてその追求の対象となるであろうし、現実においても
それが従来果してきたような政治的機能を営み、歴史的役割を演ずるのであるということはい
えないところである。周知のように、日本国憲法においても、公共の福祉の観念が採用され、基本
的人権との関係において極めて重要な役割を演じるよう規定されているにもかかわらず、学説判例等
において示される見解の多くは、その観念の歴史的実践的性格の検討と現在の日本社會における適
用の具体的諸条件の分析とを欠き、これに対する科学的な概念規定が殆んど与えられていないよ
うに思われる。

この小論は、以上の点を考慮して、公共の福祉の観念は、現在においてはどのような実質的意味
内容が与えられねばならぬか、従ってまたこれに対して実践的にはどのような態度がとられねばな
らぬかを検討するための足がかりを得ることを目的とした。特殊な事情もあって極めて限られた期
間において一応纏めなければならなかったため、参考文献については、その整理も充分できぬま
に、当然こゝに挙げなければならぬものも省略割愛することを余儀なくされた。

I 日本国憲法における公共の福祉と基本的人権

日本国憲法における公共の福祉は、一般に、いわゆる社會權（生存權的基本權）の実現をその実
質的意味内容とする、と同時に、漠然と公の秩序および善良の風俗の保持、他人の權利および自由
の承認というような諸要求を含むもの、とされる。注目すべきことは、いずれにおいても、公共の
福祉の観念が基本的人権との関係において説かれ、主として基本的人権の制限を根拠づける原理と
して扱われていることである。例えば、自由權的基本人権はこれを無制限に放置すれば、個々人の

基本的人権の行使にあたって、その間の衝突は避け難く、各個人に平等な行使を保障しようとするれば、必然何らかその間に調整の原理を必要とするが、公共の福祉こそその要請を充すものである⁽³⁾、として公共の福祉による基本的人権の制限を認めようとする。いうまでもなく、公共の福祉について、実質的に決定的な解釈を下しうるのは、裁判所特に最高裁判所である。周知のように、裁判所は違憲立法審査権が与えられており、それが違憲と判断する法律は無効とせられるが、それが行う公共の福祉の解釈のいかんによっては、基本的人権の保障は、その法律による制限が憲法上許されていないにかかわらず、無きに等しい状態に置かれる。従って、そのいわゆる公権的解釈については、基本的人権擁護の上から充分の注意が払われなければならない。最高裁判所ならびに下級裁判所の判決によっても、公共の福祉の観念は一樣には解されていない。現在の日本の政治・経済・社会全般にわたる複雑な様相と思想とを反映して、その実質的意味内容は、種々雑多にわたっている。しかしながら、特長的なことは、さきに一般の場合に述べたように、公共の福祉を基本的人権との関係において理解しようとし、基本的人権の制限ないし調整を根拠づける原理として用いていることであり、何らこれに積極的意味内容を与えようとしていないことである⁽⁴⁾。裁判所の公共の福祉の解釈は、次のように、若干のグループに整理することができよう。第一、国家あるいは社会ないし部分社会の利益の意味に解し、これによって、基本的人権を制限する。第二、基本的人権には、その行使について、自ら内在的制約があるとし、その制約外の部分を公共の福祉の名によって制限しようとする。第三、基本的人権の行使に際して、實際上起り得る個々人間の衝突を回避するため、その調整の原理として公共の福祉を用いる。第四、些か注目すべき見解であって、基本的人権を固く保障すること自体が公共の福祉の実質的意味内容をなすものであるとされ、ある基本的人権の行使が保障されることの公共の福祉とその人権の行使を制限することによって得られる公共の福祉とを比較衡量して、人権制限の可否を決定しようとするものである。以上いずれにしても、公共の福祉は、主として基本的人権の制限を根拠づける原理として用いられており、基本的人権も公共の福祉の名において制限されることを免れないとされる⁽⁵⁾。このように裁判所の判決に現われた公共の福祉の解釈については、種々の問題点を包含する。第一、公共の福祉には積極的な意味内容が与えられておらず、個々の場合に専ら裁判官の主観によってその観念が形作られる。国家、社会ないし部分社会の利益を公共の福祉の意味内容とするとき等は、社会通念などの用語によってその判断に客観性を与えようと試みるが、その社会通念も結局裁判官自身の主観の域を出でぬことが多いであろう。かくて、基本的人権の保障は、実質的には、裁判官の主観によって左右され、危くされるおそれさえある、と云わなければならない。殊にこの際問題となるのは、労資対立の険しい現在において、両者が現在の政治制度ないし法秩序の全体について、その価値判断を全く異にしているということである。資本家階級は、現在のそれに利益を感じ、従ってこれを維持存続することが公共の福祉の第一義的意味内容をなすものであると考えるであろうし、労働者階級は、これに反し現在のそれを彼らの幸福の実現を妨げるものであり、これを否定し廃棄することこそ公共の福祉の理念に適うものであると考える。一般に、国家ないし社会の利益という場合においても、また社会通念をいう場合においても、このような階級的立場の相違によって、具体的にはそれが何を意味するかは、全く異なる場合が少からずありうる。従って、裁判所の裁判官の主観によって公共の福祉の解釈が左右されるとすれば、彼らが資本家階級の立場に立つ場合、労働者階級の利益は全く無視され、その基本的人権の最後の一片までも奪い去られるおそれなしとしない。日本国憲法においては、最高裁判所以下の裁判所の裁判官は、行政権力を行使する内閣がその人事権を掌握しており、議院内閣制を採用していることと相俟って、時の内閣の階級性が裁判所を支配する可能性を与えている。このことは、基本的人権の保障が危くされるおそれを一層大きいものとしている。

そもそも、基本的人権の観念は、その発生の歴史的過程によってみるならば、明らかに、ブルジョ

ヲア民主革命に際して当時のブルジョアジイならびに一般勤労大衆が、支配階級たる王侯・貴族に対する斗いの武器として使用したところのものであり、歴史的かつ極めて実践的性格を持つ観念であった。それは何よりも封建的支配を打破し封建的拘束から免れることによって得られた諸々の自由を実質的意味内容とするものであり、支配隷属の關係と異なる一般勤労大衆個人相互間の關係についてそのまま適用され得る観念ではなかった。このように支配階級の不当な政治的支配、身分的拘束を排除することによって得られた諸々の自由のみが基本的人権の実質的意味内容であるとするならば、これを公共の福祉の名においてであれ制限するということは、理論上あり得ないことであって、事実上これを行うことは、人類社会の歴史的発展を止め、時代の潮流に逆行する暴挙と云わなければならない。従って、国家ないし社会の利益のために基本的人権を制限しようとするのももちろん、基本的人権に内在する制約を云い、基本的人権のうちに公共の福祉の名によって制限しうる部分があるとも考えることも、不当のそしりを免れない。現在においては、基本的人権を自由権的基本権と生存権的基本権とに大別して考えることが、一般に行われている。その自由権的基本権は、現在、17、8世紀のブルジョア民主革命における市民一般勤労大衆の輝かしい勝利の成果としてこれを維持し、さらに実質的に拡充を計る段階にあるが、生存権的基本権は、現在不当にも一般勤労大衆に加えられている政治的・経済的抑圧を排除することによって得られる自由、またこれを排除するための自由を意味し、当面進行しつつあるプロレタリア革命ないし人民民主主義革命の成功によってのみ実質的にかつ完全に獲得されうる性格のものであるとされる⁽⁶⁾。従って、現在においては、基本的人権本来の意味において、後者にこそ主として基本的人権の主張の意味があるものと云わなければならない。ところで、生存権的基本権の実質的意味内容をなす諸自由の実現のためには、究極において自由権的基本権の中に数えられる財産権ならびに企業の自由、契約の自由等の制限ないし否定が必要とされる。このことと、いまさきに基本的人権は歴史的・政治的性格を有する観念であって、その発生・発展の歴史的過程から論理上公共の福祉の名によっても制限を許さない観念であると述べたことは、明らかに矛盾するように思われる。基本的人権は絶対に制限を許さないものであると同時に基本的人権拡充のためには制限を余儀なくされるとするこの矛盾は、まず基本的人権の観念が、本来歴史的、政治的、実践的観念であることを確認し、一般勤労人民大衆の当面の要求とその実現が、人類社会発展の方向に添うものであることを認識することによって、実は矛盾でないことが明らかにされる。すなわち、ブルジョア民主革命によって獲得された自由権的基本権のうち、生存権的基本権の実現ないし保障と矛盾して触する財産権その他の自由権は、社会の歴史的発展の過程において、既に政治的抑圧、身分的拘束を排除するという基本的人権本来の性格を失い、実質的にはその反対物へ転化しているものと云わなければならない。20世紀半のプロレタリア革命ないし人民民主主義革命が進行する現在における基本的人権は、その本来の意味において生存権的基本権でなければならず、自由権的基本権は、生存権的基本権の保障ないし実現に必要な限りにおいてその主張を許されるものでなければならない。要するに、基本的人権は、人類社会発展の見地からその概念規定が与えられねばならず、現在において具体的には、一般勤労大衆に対して現に存在する政治的、経済的抑圧を排除するための標語として機能するよう実質的意味内容が与えられなければならない。すなわち、基本的人権の本来の意味、政治的、実践的性格を失い、すでに生存権的基本権実現のための障壁と化し去って、基本的人権と呼ぶに適當しない財産権ないし企業の自由その他の自由をすべて除外し去るならば、基本的人権を公共の福祉の名によって制限することの失当であることは一層明瞭となるであろう。

次にここで、17、8世紀以降について、公共の福祉の観念の変遷を簡単に跡づけ、基本的人権と公共の福祉の關係を歴史的・事実的基に検討してゆきたい。17、8世紀から19世紀前半にかけて、西欧先進諸国において相次いでブルジョア民主革命が成功をみた後は、資本主義の急激な成長・発展

が見られ、その前途は無限の展望を持ち光明に充ち充ちているように思われた。そこでは、個人主義、自由主義の思想が支配的であり、国家は必要悪と断じられ、レッセフェエルの政策が至上のものとなる。封建制を打破し封建的残滓を一掃してゆくことによって、人的物的の巨大なエネルギーを発掘し、これを組織し利用して人類がかつて夢想だにしなかった財貨・富の生産を目のあたり見ることができた当時のブルジョアジイが、至高善と公共の福祉を個人の自由放任に認めたことは異とするに足りない。彼らによれば、公共の福祉は個人に対する国家の干渉の排除、そのことの法的表現である諸種の自由権ならびに財産権の固い保障によって達せられる。こゝにおける公共の福祉は、基本的人権の保障によって実現されるのであり、両者は全く矛盾しないばかりではなく、相補の関係にあると考えられる。やがて19世紀も後半に入ると、資本主義のバラ色の展望は、ようやく失われ、先進資本主義諸国は厳しい歴史的現実と直面する。資本主義の急速な発展に伴い、資本主義の矛盾が表面化し急激に増大する。貧富の懸隔は著しく拡大し、労働者と資本家の対立抗争は未曾有の激しさを加えてゆく。こうした情勢の中で、さきに支配的であった自由主義、個人主義思想とそれに基づく国家観ならびに国家の諸政策、レッセフェエルは、厳しい批判の対象となり、痛烈な非難と攻撃のうちに歴史の背景に退くことを余儀なくされる。これに代り、イギリス等においてはギリシャ哲学の再生と称せられる理想主義が登場し、国家観ならびに国家の諸政策にも大きな変貌が見られる。こゝでは、公共の福祉は、個人の尊重、個人活動の無制限の自由によってではなく、むしろこれを制限し拘束することによって達成せられるとする。そして国家は、その実現のために積極的な活動を要求され、もはや必要悪ではなくて、聖なる万民救済の機関と目される。こゝにおける公共の福祉は、さきに見られたように、基本的人権の観念と相補の関係にあるものではなく、明らかに矛盾関係にあるものと考えられている。さらに20世紀に入り資本主義が一般的に独占の段階へ進み、その矛盾が極度に深まってゆくとき、国家の機能はますます重要視され、社会権の実現がその重大な使命とせられる。20世紀の国家は社会権の実現と拡充を理念とする福祉国家でなければならないと云われ、こゝでは社会権の実現こそ、公共の福祉の実質的意味内容をなすものと考えられる。第1次大戦の後、1919年ドイツにおいて制定されたワイマール憲法は、このような公共の福祉についての新しい観念を提示している⁽³⁾。

以上17, 8世紀以降について公共の福祉の観念の変遷を跡づけることによって知り得ることは、まず公共の福祉の意味するところは、一面みなものしあわせであり、みながよく生きるということでありながら、他面それには時代を異にするにつれて具体的に少からず異った実質的意味内容が与えられているということである。またそれは、大きな歴史的転換の時期にあるいは深刻な社会的不安のところにおいて登場し、すぐれて政治的な機能を発揮しているということである。そしてまたこの考察は、基本的人権と公共の福祉の関係を追求するに際して、問題解決のための重要な示唆を与えているように思われる。すなわち、公共の福祉と基本的人権は、これを観念的に把握し、抽象的に論ずる限り、それぞれきわめて複雑広汎な意味内容を包含するものであって、両者の相互関係も適確に把握することは不可能のように思われるが、ひとたびそれがともに歴史的・政治的性格を有することに着目し、人類社会発展の流れの中で具体的・実践的に両者の関連を探るならば、その相互の関係は比較的明瞭に浮き彫りされる。そもそも、さきにもたように、歴史的本来的意味における基本的人権は、公共の福祉の理念実現のための標語たるべきものであって、その固い保障と無限の拡充とは、決して公共の福祉の理念と矛盾して触れるものではなく、むしろその理念実現のために欠くことのできない必須条件をなしている。19世紀後半における両観念の表面上の矛盾も、実質的には矛盾でないことが明らかにされる。こゝで公共の福祉の名によって制限さるべきであるとされた基本的人権は、実は17, 8世紀における基本的人権のうち、財産権ならびに企業の自由等にほかならず、それらは人類社会の歴史的発展の過程においてすでに基本的人権の本来的意味を失った

ものであった。公共の福祉の理念は、不当な政治的ないし経済的抑圧あるいは身分的拘束の存するところに実現の可能性があるはずはなく、基本的人権が本来不当な政治的・経済的・社会的抑圧と拘束を排除することによって得られる自由を意味するものであるならば、さきに述べたように公共の福祉による基本的人権の制限などということは論理上あり得ず、実際的にも許されてよいはずはない。

このような観点からすれば、さきにもみてきた一般ならびに裁判所の態度は、明らかに公正妥当なものとは云い難い。それは基本的人権と公共の福祉の観念について科学的な検討を欠き、両者の歴史的・実践的性格を無視して、専らそれぞれの主観に依拠し抽象論理に終始する結果、その主観的意図はどうあれ客観的には、当時の反動的政府に奉仕して勤労人民大衆の利益、歴史の現段階における公共の福祉の実現を妨げ、ひいては人類社会発展の流れに逆う結果をきたすおそれなしとしない。このことが、単なる杞憂でないことを、ワイマール憲法下のドイツの歴史的経験が教えている。それは公共の福祉ないし公益の名のもとに仮りにも基本的人権の制限を許すならば、現実にはどのような事態が起り得るかを如実に示している。さきにふれたように1919年のドイツワイマール憲法は、独占資本主義の矛盾が深まる中で、その矛盾の克服をめざす労働者階級ならびに一般勤労大衆の広汎な社会的変革の強い要望を反映して、いわゆる社会権実現のために財産権ならびに企業の自由その他の自由が制限されなければならないことを明らかにするものであった。公共の福祉の観念は、その規制の原理として用いられている。こゝにおける公共の福祉の実質的意味内容は明らかであって、不当な政治的・経済的抑圧を極力排除すること、そしてそのことによって得られる一般勤労大衆の利益以外のものではあり得なかった。ナチ・ドイツは、この公共の福祉の歴史的・合理的な意味内容を完全に無視して、実際には制限され廃棄されなければならない当の独占資本の利益をもってこれに代えた。その結果、ドイツ労働者階級ならびに一般勤労大衆の基本的人権は、生存権の基本権はおろか自由権の基本権の最後の一片までも奪い去られて、その憲法上の保障は全くなきに等しい状態におかれたのであった。第二次世界大戦直後、国際民主勢力の強力な支援を得て日本勤労大衆がその制定をかちとることのできた日本国憲法⁽⁹⁾における公共の福祉は、当然ワイマール憲法におけると同様の実質的意味内容が与えられるべきであるが、現在の日本社会においても、公共の福祉の名において基本的人権の制限を許すならば、その国家権力の性格からして、ナチ支配下のドイツと全く同様の状態を招来するおそれなしとしない。

そもそも基本的人権ならびに公共の福祉の観念は、いずれもそれが程度の差こそあれ現実において侵害され、実現を阻まれている社会において存在するところの観念であって、基本的人権を不当に侵害し、公共の福祉の実現を不正にも阻害する力—社会的勢力、すなわち反動勢力の存在を前提とする。従って、基本的人権あるいは公共の福祉を論ずるに当って、最も注意しなければならないことは、その反動勢力が当該社会に対し絶大な支配力を持つ国家権力とどのような関係に置かれているかということとでなければならない。明らかに二つの場合が考えられる。一は反動勢力がこれと近づきあるいは結びついている場合であり、他はそれが国家権力と遠ざかり、あるいは敵対関係に立つ場合である。前者においては、当然常に基本的人権と公共の福祉とは、侵害と毀損の危機にさらされており、その観念の意味内容はあいまいにされ欺瞞と虚偽に充たされる場合が多い。ワイマール憲法下のナチ・ドイツにその適例を見る。後者においては論理上基本的人権が侵害され、公共の福祉が損われることはあり得ず、また実際においてもそのようなおそれは極めて少い。東欧の人民民主主義国家および中華人民共和国等にその適例を見る。⁽¹⁰⁾

ところで問題は、何が基本的人権を不当に侵害し、公共の福祉の実現を不法にも阻害する力—社会的勢力であるかということであり、それを判定する正確な基準が必要とされる。以下においてはこれを明らかにすることを試みたい。そしてこの試みは、また公共の福祉の観念の科学的考察を可

能にするものと考えられる。

- 註1. 宮沢俊義著 日本国憲法 日本評論新社 1955年 194頁, 202頁。
 註2. 稲田正次著 憲法提要 有斐閣 1954年 124頁。
 註3. 宮沢俊義著 前掲書 201頁。
 註4. 長谷川正安著 憲法判例の研究 勁草書房 1956年 191頁。
 註5. 1, 2の例をあげれば, 「憲法第13条……においては, 公共の福祉という基本原則に反する場合には, 生命に対する国民の権利といえども, 立法上制限乃至剝奪されることを予想しているものといわねばならぬ。」(最高裁 昭和23・3・12 刑集2巻 3号 191頁) といふ, また「言論の自由といえども, 国民の無制約のまま許されるものではなく, 常に公共の福祉によって調整されなければならぬのである。」(最高裁 昭和24・5・18 刑集3巻 6号 839頁) とされる。
 註6. 高橋勇治著 中国人民革命の研究 弘文堂 1957年 119頁-123頁。
 註7. 17, 8世紀以降における公共の福祉の観念の変遷の考察については, 青木熊夫「公共福祉の観念について」(群馬大学紀要 人文科学篇 第4巻 第2号) を参照。
 註8. 「経済生活の秩序は, 各人に対して人たるに値いする生活を保障するという目的をもつ正義の原則に適合するものでなければならない。この限界内で, 各人の経済的自由が確保せられる。」ワイマル憲法第151条第1項。「所有権は義務を包含する。所有権の行使は, 同時に公共の福祉のために役立つことが必要である。」同上 第153条 第3項。
 註9. 拙稿「日本国憲法成立についての一考察」高知女子大学紀要 第5巻 人文・社会科学編 第1号。
 註10. 「すべての国家権力は, 人民より発する。」ドイツ民主共和国憲法 第3条 第1項。「国家権力は, 人民の福祉・自由・平等および民主的進歩に奉仕しなければならない。」同上 第3条 第5項。
 「中華人民共和國は, 労働者階級が指導し, 労働同盟を基礎とする人民民主主義国家である。」中華人民共和國憲法 第1条。「中華人民共和國のすべての権力は, 人民にある。人民が権力を行使する機関は, 全国人民代表大会と地方各級人民代表大会である。」同上 第2条 第1項。

Ⅱ 公共の福祉の20世紀後半における意味

1957年10月4日, ソ連科学陣は人工衛星の打ち揚げに成功し, 人類は全く新しい歴史的時代の開幕を迎えたと云われる。宇宙旅行が人類歴史の日程にのぼり, かつての夢はいま実現されようとしている。それはいうまでもなく, 何より自然科学の長足の進歩の賜であるということができるが, こうした自然科学の驚異的な進歩は, その学問的方法の確かさによってもたらされた。周知のように, 自然の観察, 自然法則の認識, その利用, 応用あるいはそれへの順応, これが自然科学の学問的方法であり, その特長とされる。宇宙旅行の夢は, このような方法の反覆とその成果の積み上げによって実現されようとしている。およそ物質世界に関する限り, 宇宙旅行から日常茶飯のことに至るまで, 自然法則の利用あるいはそれへの順応によらずして, 人類は一としてその所期の目的を達することは不可能であった。自然科学の発達は, この明瞭な事実を教えている。しかしながら, 人類社会の共同生活については, 久しくこのような確たる法則の認識が欠け, その規制は, 専らいわゆる賢人, 哲人あるいは政治に直接たずさわる極く少数の人々の頭脳と利害とに委ねらるべきものとされていた。種々雑多な法, 政治, 社会思想が流布され, 法学, 政治学等社会諸学の領域において收拾のつかぬ混乱状態を呈していたことも, 決していわれのないことではない。このような混乱状態に終止符を打ち, 社会現象を科学的に解明する役割を担って表われたのは, マルクス・エンゲルスの世界観であった。それは, すでに古くギリシヤのヘラクレイトス等に表われる弁証法の世界観であり⁽¹⁾, 万物を弁証法的発展の流れにおいて把える哲学であった。その教えるところによれば, 自然と社会とは, 弁証法的発展の流れの中にあるという点では全く同質のものとして把握される。自然が弁証法的発展を遂げると全く同様, 人類社会もまた弁証法的発展を遂げるとされる。一般に唯物史観の名をもって呼ばれるこの哲学は, 明らかに社会現象を科学的に解明し, 人類社会をその理想に向って意識的に変革し発展せしめる可能性の基礎を与えたということができる。法則の認識と法則の利用, 応用あるいはそれへの順応のみが, 人類の目的を達成し, その理想を実現せしめる唯一の道であるという自然科学の教訓を, 人類社会の変革のために生かす道をひらいたからで

ある。社会現象の研究へ自然科学の方法が適切に導入され、こゝにはじめて、科学の名に値する社会諸学の基礎が与えられた。かくて法学ならびに政治学等の領域における思想的混乱は克服される見通しが得られ、その理念の実現の確実にして具体的な方法と手段が与えられる可能性を持つこととなった。みなのおしあわせあるいはみながよく生きることという公共の福祉の単純かつ、明瞭な理念の実現を旨とす場合も、まずなされねばならないことは、人類社会発展の自然史的過程の観察によって得られる、その過程を一貫する法則の認識、把握であり、その上に立って歴史的社会的現段階においては何をなすべきかということに適確に判断することである。

生産関係は、生産力の性格に必ず照応する。これは、人類社会の自然史的過程を観察することによって認識される、社会発展の基本法則の一である。⁽³⁾ 人類社会の絶え間ない生産力の発展は、一つの生産力の発展段階に照応する生産関係を、やがて他の生産力の発展段階における桎梏・発展の障碍物と変え、必然的にこれを打ち破り廃棄して、進んだ生産力の発展段階に照応する新しい生産関係を成立せしめる。すなわち社会の生産力と生産関係の照応状態が破れ、社会の諸矛盾が激化し、その矛盾の克服が焦眉の急となったとき、人類は、結果的に、生産力と生産関係は必ず照応するという基本法則に順応して政治制度・法秩序の改廃を実施し、そのことによって社会の基本的矛盾を止揚し、その発展を促している。もとより19世紀半以前の人類は社会発展の法則の認識を欠き、社会がどのような変貌を遂げるかは皆目見当のつかぬまゝに、いずれの時代においてもそれぞれの生存と利益を求めて営為する。その総体を一つの自然史的過程として観察するとき、以上のような法則の存在を認識することができるのであって、その意味において、歴史の必然性を云うことができる。すべてこれまでの歴史は、階級斗争の歴史である、と云われるが、一つの社会制度が他の社会制度にとって代わられる時期においては、その斗争は殊の外激化し、人類社会の苦悩はその頂点に達する。この苦悩は、しかし、いまや法則の認識、必然性の把握によって、それを短くし、和らげる可能性が与えられた。⁽⁴⁾ 社会発展の法則の認識とその応用・利用は、人類社会の苦悩を軽減し、その継続期間を短縮する。

社会の物質的生産力の一定の発展段階に対応する生産関係の総体は、これに照応する政治制度・法秩序の形成を促す。⁽⁵⁾ 一般に社会の上部構造と呼ばれるこの政治制度・法秩序は、それが半ば人為的所産なるがゆえに、これを通じて人類が社会発展の速度を、限られた範囲においてではあれ、早めたり遅らせたりする可能性を与える。こゝに生産力と生産関係は必ず照応するという基本法則の利用の余地が与えられるし、このことによってのみ人類社会の苦しみを短くし、和らげる可能性が与えられる。

政治制度・法秩序の問題は、土台一下部構造に対する上部構造の問題として、本来生産力と生産関係の総体—生産様式と切り離して取り扱うわけにはいかない性質のものである。従って、また政治現象・法現象もすべて、その社会の経済構造の変化を考察することなしには、適確にこれを把握し、正しくこれを理解することはできない。殊に、社会の生産力の急激な増大・発展の時期において、生産関係との照応状態が明らかに破れ、深い鋭い矛盾が社会の随所に露呈しているいわば動乱の時代において、その上部構造—政治制度・法秩序の問題を、下部構造の変化変遷と切り離して論ずることは、殆んど無意味であるばかりではなく、人類社会の発展を促し、その苦悩を和らげ、短くするという立場からは、極めて欠けるところ多い、危険な態度と云わなければならない。公共の福祉の概念規定の問題は、明らかに政治制度・法秩序の問題として、下部構造—生産関係の総体の考察と切り離して考えるわけにはいかない。公共の福祉の観念は、さきに述べたように、多かれ少かれ、公共の福祉の実現を妨げる障碍の存在を前提とするものであって、何よりもその障碍を発見し、これを除去することが、その実質的意味内容でなければならない。人類社会発展の障碍を見出し、これを除去することは、おそらく公共の福祉の第一義的意味内容をなすものと考えられる。そ

してさきにみた生産力と生産関係の不照応状態こそ、人類社会発展の最大の障碍をなすものであった。従って極めて抽象的・一般的に論ずるならば公共の福祉は、社会の生産力と生産関係の矛盾を止揚することを、その第一義的な意味内容とするものである、ということができよう。

現在、資本主義は、全般的危機の第二の段階にある、と云われる。第二次世界大戦後における社会主義世界体制の出現、植民地従属諸国における民族解放・民主革命運動の発展—植民地支配体制崩壊過程の進行、資本主義諸国における労働者階級を中心とする人民民主諸勢力の統一的組織の発展強化等は、資本主義世界体制の危機を、疑いもなく一段と深めている。資本主義諸国の指導者達が、人類絶滅の危険を蔵する原子戦争準備に狂はんするのも、実はこの資本主義体制の危機の深さを物語るに過ぎない。⁽⁶⁾そしてこの深刻な体制の危機は、根本的には、現代の急激に増大しつつある社会の生産力と資本主義的生産関係の矛盾に発するものであって、この基本的矛盾を止揚することなしには、回避し得ない性格のものである。⁽⁷⁾社会の生産力と生産関係は必ず照応する、という社会発展の基本法則の冷厳な作用の中で、いま人類は、客観法則に順応し、あるいはこれを利用して、順調な発展の途を歩むか、法則を無視しこれに逆って永続する苦悩の途を迎るか、二者択一の岐路に立たされている。人類は、長足の科学の進歩に援けられて、かつて夢想だにすることのできなかつた極めて豊かな恵まれた生活の可能性を目前にしている。社会の生産力発展の現段階に照応しなくなった資本主義的生産関係は、その可能性の現実化を阻んでいるだけではなく、またそのことによって人類社会に対し量り知ることのできない大きな苦悩を与えている。⁽⁸⁾資本主義諸国における労働者、資本家間の階級斗争の未曾有の激化は、その結果の一つの表われに過ぎず、植民地従属諸国における民族解放・民主革命運動の嵐のような発展と強化のよって来る源もまたこゝにある。およそ現在、人類社会の当面するあらゆる苦悩は、すべて直接間接に資本主義世界体制の内包するこの矛盾の所産である、と云っても過言ではない。一方、社会のこの基本的矛盾が取り除かれ、また取り除かれつつある社会主義世界体制は、その内部において一時的な発展の停滞、局部的な政治的不安定・法的秩序の混乱は見られもしたが、大局的にこれを見れば、急速な向上発展と強化の一路を辿り、限りない生命力を誇示しているように思われる。一般勤労大衆の物質的生活はいうに及ばず、それに伴う教育文化等その精神的な生活においても、驚異的な向上のあとがうかがわれる。⁽⁹⁾それは、歴史的な社会の現段階—20世紀後半における公共の福祉とは何であるかを如実に示しており、その実現のために人類が当面すべきことを明瞭に教えている。

17, 8世紀において、古い封建的生産関係と、それに対応する政治制度・法秩序を打破することによって、新しい生産様式に対応するものとして成立せしめられた資本主義的政治制度・法秩序は、当時において、生産関係は生産力に必ず照応するという社会発展の法則への順応の旗じるしであり、すぐれて進歩的な意味を持つものであった。従って、これを擁護し、これを強化し完成することが、それ自体公共の福祉の実質的な意味内容をなすものであると考えられたのも充分理由あることであった。しかしながら絶え間ない生産力の発展につれて、自由の資本主義は、独占の資本主義へと進み、それとともに資本主義的政治制度・法秩序の内包する矛盾が急激に増大し激化する。資本主義が自由のそれから独占のそれへ質的に転化するとき、資本主義的政治制度・法秩序もまた、人類社会発展の保障たることからその桎梏へと質的転化を遂げる。⁽¹⁰⁾公共の福祉実現のためには、何よりこの桎梏が取り除かれなければならない。かくて資本主義的生産関係に対応する資本主義的政治制度・法秩序を廃棄して、新しい現代の生産力の発展段階に照応する社会主義的生産関係とそれに対応する政治制度・法秩序を創造的に樹立すること、これこそ20世紀後半における公共の福祉の第一義的な意味内容でなければならない。

ところで、現実においては、その実現を妨げる一つの巨大な社会的勢力が存在する。いうまでもなく独占ブルジョアジイがそれである。彼らは、資本主義的政治制度・法秩序が全体として、人類

に対する解放的機能を止め、その桎梏へと転化したとき、人類社会発展の必然的な流れに逆これを阻止する社会の反動勢力となる。このときから、客観法則は、彼らに、法則への叛逆者としての、また公共の福祉の実現を妨げる全人類の敵としての烙印をおす。現在、資本主義世界体制は、このような反動勢力⁽¹¹⁾によって辛うじて維持されている。資本主義諸国における国家権力は、いずれも彼らの掌中に握られ、歴史の必然性によって早晩崩壊し去る運命にある、命脈尽きた社会体制を維持存続するために、最大限に利用されている。従って、公共の福祉を実現するためには、まず第一段階として、彼らを国家権力から徹底的に排除することが必要とされる。敗戦の打撃による支配階級の弱体化と第一次世界大戦直後の西欧諸国における労働運動の革命的高揚の中で、世界最初20世紀的公共の福祉の観念を憲法上明示せしめることに成功したドイツ労働者階級が、僅々10余年を出でずして独占ブルジョアジイの暴力的支配に屈し、公共の福祉をあたり紙上の空語と化せしめた歴史的事実は、この必要性を十分に証明している。一般的に云って、資本主義的憲法の上に20世紀的公共の福祉の観念を明示せしめ、これを実効あらしめうるのは、究極において常に労働者階級を中心とする一般勤労大衆の統一的組織の力にほかならないが、さらにこれを完全に実現するため必要とされる、国家権力からの独占ブルジョアジイの徹底的排除もまたこの統一的組織の力によるより外ない。従って、このような統一的組織を強化発展せしめるために必要欠くべからざるものとされるあらゆる自由権の基本権の強固な保障も、当然現代における公共の福祉の実質的意味内容をなすものと云わなければならない。

さきに前章において、基本的人権と公共の福祉の関係について、両者を歴史的・実践的に把握する限り、その間に矛盾関係は成立せず、従っていかなる場合、いかなる意味においても公共の福祉の名によって基本的人権を制限することは許されない、と述べた。このことは、以上のように20世紀的公共の福祉の観念を科学的に考察することによって、一層明らかとなる。20世紀後半における基本的人権は、生存権の基本権でなければならず、公共の福祉の観念は、生存権の基本権の実現を阻止するあらゆる障碍の排除と、そのために必要とされる自由権の基本権の強固な保障とを実質的な意味内容とする。従って、いかなる意味、いかなる場合においても、公共の福祉の名において基本的人権を制限することは許されない。これは論理上の要請であるが、実際においては、公共の福祉の実現を妨げる反動勢力が国家権力を掌握するところでは、当然のことながら、あらゆる基本的人権は、公共の福祉の名によって制限され、また制限されようとする。この際、この暴力行為の不正・不法・非合理を阻止する保障は、どこにも見出されない。こゝでは、国家権力そのものが、その暴力行為の不正・不法・非合理を容れ、半ば暴力そのものと化し去っているからである。このような暴力に抗し、その不正・不法・非合理を排除して、基本的人権を擁護する実際の保障は、これもまた勤労人民大衆の組織された力に求めるほかはないのである。

このような考察は、憲法上の公共の福祉や基本的人権の観念が、すぐれて政治的・実践的性格を有するものであって、歴史的・具体的な考察を欠いた、単なる文字の解釈がいかにも無意味なものであり、実践的にはいかに多くの誤りを犯す危険性を蔵するものであるかを、あらためて教えるものである。このことについては、法学一般殊に憲法学の問題として、特別に取り扱われなければならない。

註1. F. Thilly, History of Philosophy, 1925. p. 23.

註2. 「マルクスは、哲学的唯物論をふかめ発展させて、それを徹底させ、その自然認識を人間社会の認識へとおしひろげた。科学思想の最大の成果は、マルクスの史的唯物論であった。」レーニン「マルクス主義の三つの源泉と三つの構成部分」レーニン全集第19巻、邦訳 大月書店 1956年、5頁。

註3. ソ同盟科学院経済学研究所著 経済学教科書 邦訳 合同出版社版 第1分冊 8頁。

註4. 「たとえ一社会がその社会の運動の自然法則の足跡を発見したとしても……その社会は、自然的な発展諸段階を飛び越すことも、それらを立法的に排除することも、できない。だがその社会は、生みの苦しみを短くし、且つ和らげることができる。」マルクス 資本論 邦訳 日本評論社版 第1部第1分冊 116頁。

「必然性はそれが把握されないかぎりにおいてのみ盲目である。自由は自然の諸法則からの独立という夢想のうちにあるのではなく、これらの法則の認識のうち、しかもそれによって与えられる可能性、すなわちそれらの法則を特定の目的のために計画的に作用させる可能性のうちにあるのだ。……自由とは自然の必然性の認識にもとずいて、われわれ自身ならびに外的自然を支配することである。」エンゲルス 反デューリング論 上巻 岩波文庫 191-2頁。

註5. 「人間はその生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼らの意志から独立した関係、生産関係にはいる。この生産関係は、彼らの物質的生産力の一定の発展段階に対応する。これらの生産関係の総体は社会の経済的構造を形づくる。これが現実の土台であり、そしてそのうえに法律のおよび政治的な上部構造がたち、そしてそれに一定の社会的意識諸形態が照応する。物質的生活の生産様式が、社会的・政治的・精神的な生活過程一般を条件づける。」マルクス「経済学批判」マルクス・エンゲルス2巻選集 第1巻 大月書店 267頁。

註6. W. Z. Foster, Outline Political History of the Americas, 1951. p. 498.

註7. Ibid., p. 591.

註8. Ibid., pp. 501-509.

註9. ソ同盟共産党第20回大会の諸報告、および中国共産党第8回大会政治報告等参照。

註10. レーニン 帝國主義論 国民文庫 34頁。

註11. Labor Research Association, Monopoly To-day, 1950. 邦訳 三一書房版 77頁-85頁。阿利莫二「ビッグ・ビジネスの支配」1954年(日本政治学会編「戦後世界政治と米國」岩波書店刊 56頁-68頁。)